

諮問日：平成31年1月15日（平成30年度（最情）諮問第79号）

答申日：令和元年9月20日（令和元年度（最情）答申第41号）

件名：特定の裁判官の審問期日に関する文書の不開示判断に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

特定の裁判官の審問期日に関して作成し、又は取得した文書（報道機関の傍聴要請を拒否した際に作成し、又は取得した文書を含む。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、上記申出に係る文書の全部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年12月11日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

原判断において不開示とされた文書（以下「本件対象文書」という。）の全体が本当に不開示情報に相当するか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

本件開示の申出に対し、最高裁判所内で対象となる司法行政文書を探索したところ、本件対象文書が存在したものの、本件対象文書は、裁判体の指示に基づき、分限裁判の審問期日を滞りなく進行していくために作成された司法行政文書であった。一般的に、裁判事務に関与する職員は、裁判の期日を適正に遂行するため、裁判の運営に関する裁判体の判断及び指示の内容や留意すべき事項を的確に把握した上で、その事務を行う必要があり、その際に組織共用文書を作成することがあるところ、本件対象文書は、裁判の運営に関する裁判体の

判断等の内容を推知させるものであり、特に、非公開手続である分限裁判の審問期日において、その機密性は高い。

本件対象文書を開示することは、非公開手続である分限裁判の審問期日の運営に関し、裁判体がした具体的な判断や職員に対する指示の内容等を対外的に示すことになるため、これにより、今後の適正な裁判事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。よって、本件対象文書に記載された情報は、文書の標題部分やその枚数等を含め、全体として行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条6号に規定する不開示情報に相当する。

なお、開示申出人が開示を求める文書として例示している、報道機関の傍聴要請を拒否した際に作成し、又は取得した文書に該当する司法行政文書は、最高裁判所内での探索の結果、存在していなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------------|
| ① | 平成31年1月15日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ | 令和元年5月24日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ④ | 同年7月19日 | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年8月23日 | 審議 |

第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は、特定の分限裁判について、当該裁判体の指示に基づき、審問期日を滞りなく進行させるために作成又は取得された司法行政文書であると認められる。そして、その記載内容を踏まえて検討すれば、本件対象文書が開示された場合、当該裁判体が上記期日の審問の運営に関してした具体的な判断や職員に対する指示の内容等が推知される結果を招くことになることと認められ、分限裁判の手続が非公開であること（裁判官の分限事件手続規則7条、非訟事件手続法30条）にも照らすと、今後の適正な裁判事務

の遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件対象文書は、文書の標題部分やその枚数等を含め、全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当する。

- 2 以上のとおり、原判断については、本件対象文書は全体として法5条6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 久 保 潔

委 員 門 口 正 人